



埼玉県報

第 2945 号
平成 29 年(2017 年)
10 月 20 日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示(南児童相談所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 馬宮土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 入間第一用水土地改良区の役員就任届（川越農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく免許取消処分のお知らせ（建築安全課）
- 埼玉県立文書館収蔵資料(重要文化財等)総合管理業務委託に関する落札者等の公示(文書館)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県条例第 28 号中訂正（防犯・交通安全課）

告 示

埼玉県告示第千百十六号

埼玉県議会平成二十九年九月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,647,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,869,156,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,816,790	16,458	2,833,248
	2 負担金	2,524,859	16,458	2,541,317
9 国庫支出金		162,470,970	843,116	163,314,086
	2 国庫補助金	41,084,562	843,116	41,927,678
13 繰越金		545,407	91,270	636,677
	1 繰越金	545,407	91,270	636,677
14 諸収入		34,475,210	15,000	34,490,210
	4 受託事業収入	3,208,479	15,000	3,223,479
15 県債		245,430,000	682,000	246,112,000
	1 県債	245,430,000	682,000	246,112,000
歳入合計		1,867,509,134	1,647,844	1,869,156,978

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		351,198,935	49,715	351,248,650
	2 児童福祉費	76,946,752	49,715	76,996,467
8 土木費		119,525,221	1,532,169	121,057,390
	2 道路橋りょう費	47,100,359	1,281,084	48,381,443
	3 河川費	29,068,592	77,000	29,145,592
	4 都市計画費	30,723,493	174,085	30,897,578
10 教育費		486,938,971	65,960	487,004,931
	1 教育総務費	59,813,141	65,960	59,879,101
歳出合計		1,867,509,134	1,647,844	1,869,159,978

第2表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 事 業	5,287,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,865,000		(補正前に同じ。)	
砂 防 事 業	318,000	同	上	同	上	357,000	(同	上)
街 路 事 業	1,563,000	同	上	同	上	1,628,000	(同	上)

告 示

埼玉県告示第千百十七号

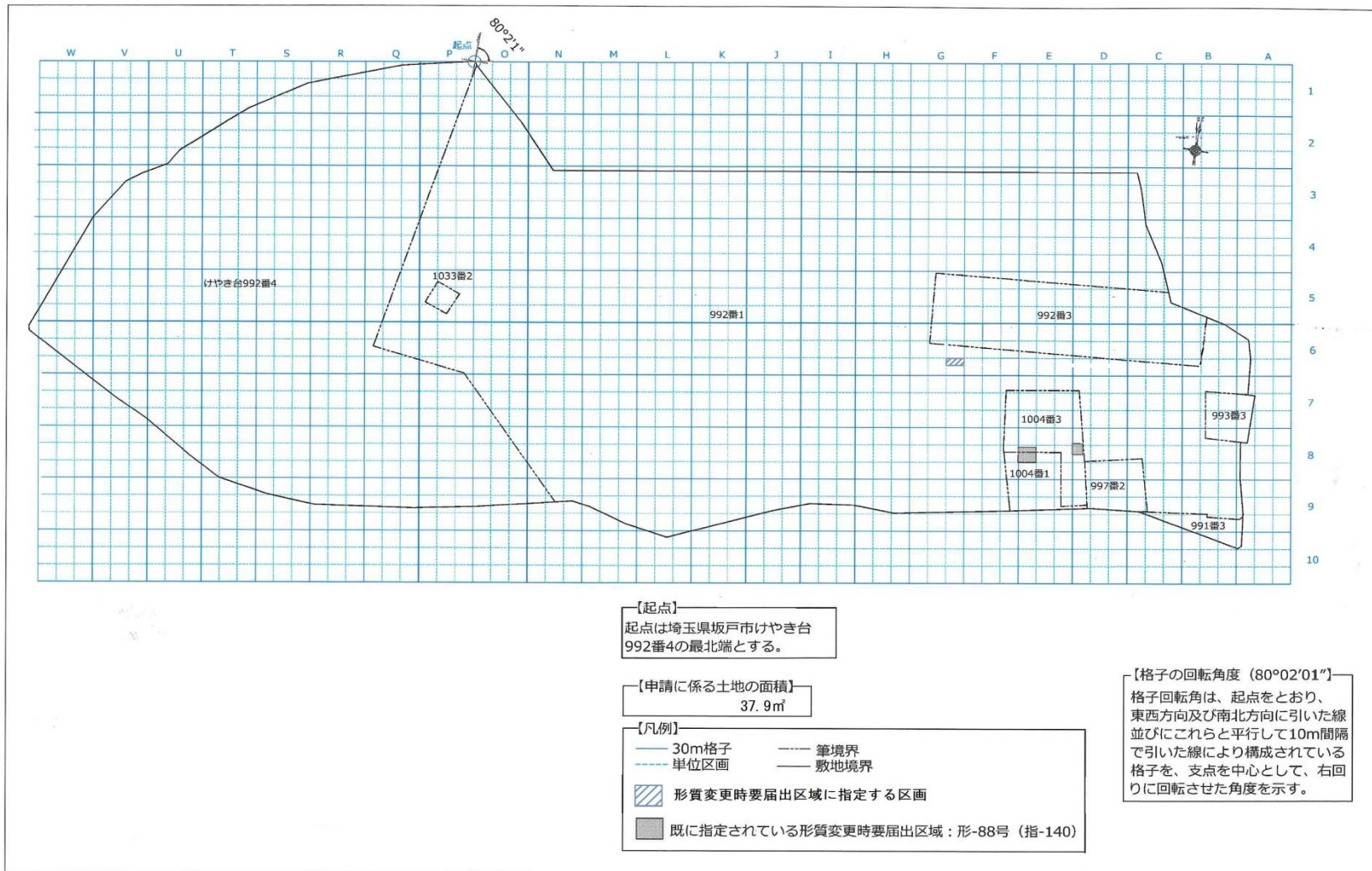
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第千百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部及び九百九十二番三の一部）

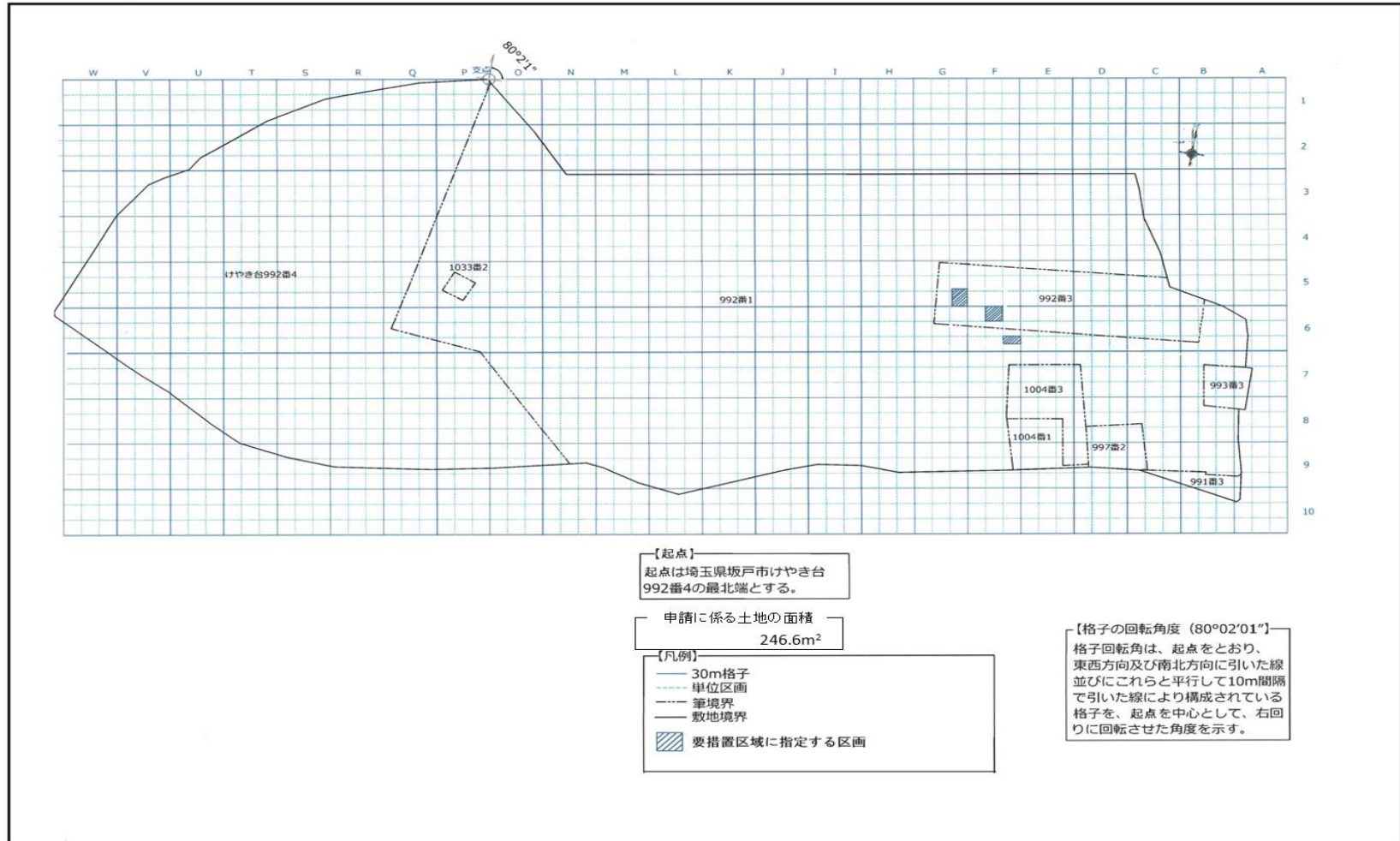
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第千百十九号

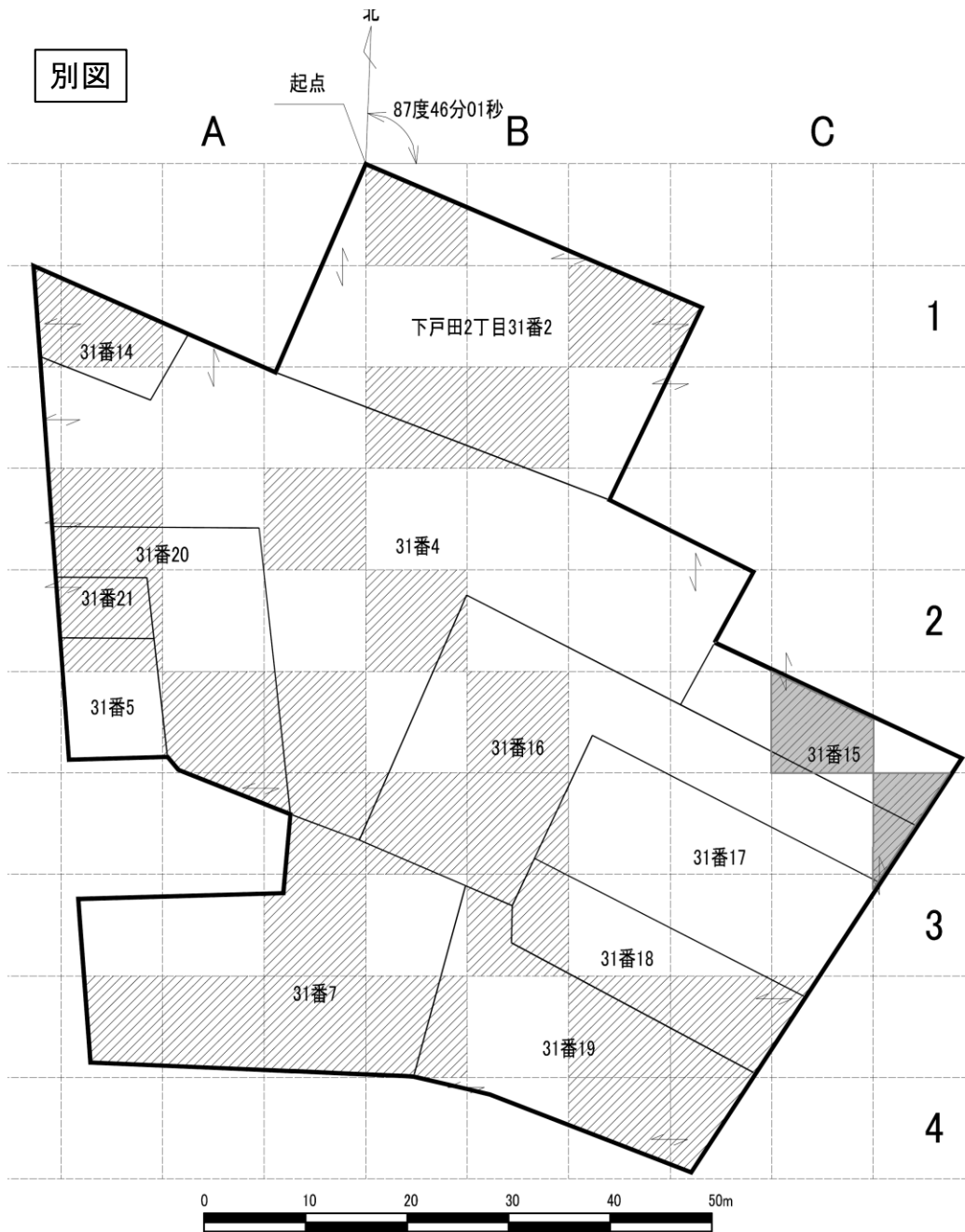
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千六百八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番二の一部、三十一番四の一部、三十一番五の一部、三十一番七の一部、三十一番十四の一部、三十一番十六の一部、三十一番十七の一部、三十一番十八の一部、三十一番十九の一部、三十一番二十の一部及び三十一番二十一）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 既に指定が解除された区画
- ▧ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- ↔ 区画統合
- 敷地境界

【起点】
 起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2の最北端とする。

【格子の回転角度(87度46分1秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県南児童相談所総務担当 埼玉県川口市芝下1丁目1番56号

3 落札者を決定した日

平成29年9月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社レパスト 東京都中央区銀座7丁目13番8号

5 落札金額

33,825,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年7月21日

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS吉川

埼玉県吉川市栄町七百九十七番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地一

（変更後） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地一

ハ 変更年月日

平成二十九年四月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十月五日

二 縦覧期間

平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	金 子	保 埼玉県さいたま市西区大字西遊馬五百六十六番地

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	鎌 北 隆	埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木八百四十一番地
同	柴 崎 寿 男	同 同 同 同 西戸七百五番地

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡長瀨町大字岩田字大於登呂一三九の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告示

埼玉県告示第千百二十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成二十九年十月十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	有限会社オークリエイト
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	大川内叔久
主たる事務所の所在地	埼玉県三郷市三郷二丁目二番地十九サクセスビル三〇二

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立文書館収蔵資料（重要文化財等）総合管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立文書館総務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目3番18号

3 落札者を決定した日

平成29年8月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ワンビシアーカイブズ 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号

5 落札金額

60,433,236円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月23日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月二十日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市岩沢三百二十一番一から 三百二十三番二まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢百五十三番から 百六十三番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢四百八十三番一から 四百八十四番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢四百二十九番一から 四百四十三番二まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢三百三十四番一から 三百三十九番四まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢五百二十九番一から 五百八十番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢五百八十番から 五百九十三番八まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百三十七・五</p> <p>百十三・〇</p> <p>三十五・〇</p> <p>百三十五・〇</p> <p>六十六・〇</p> <p>百六十五・六</p> <p>八十四・七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>十二・〇から 十六・〇</p> <p>九・〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十七年十月十九日第十一号及び平成十五年六月十九日第八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年十月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十九年 十月二日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市岩沢五百二十九番一から 五百八十番まで 埼玉県飯能市岩沢五百九十一番から 五百九十三番八まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百六十五・六 五十九・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇から 十六・〇 四・〇から 九・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年二月十七日

指令川建セ第二八〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十月十六日

川建セ第二九〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六百五十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市板井千四百十九番地三 ブリックガーデンⅡニ〇二

戸部 剛

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 月十日	指定の年月日
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千三百 三十七番三	指定に係る道路の位置
三十四・〇二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十月十一日

指令越建セ第二八〇〇三〇二号

二 検査済証番号

平成二十九年十月十六日

越建セ第二三二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字沼端二百九十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目十七番六号 一号棟

岩崎 智一

正 誤

埼玉県条例第二十八号（平成二十九年十月十七日第二千九百四十四号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県自転車及安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

正

埼玉県自転車及安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。